

教育委員会定例会次第

日時：令和4年11月24日（木）午前10時00分

会場：富士川町教育文化会館 3階会議室

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 議事録署名委員の指名

4 教育長の報告

5 議 題

議案第23号 令和4年度富士川町一般会計補正予算（第12号）について

議案第24号 富士川町就学援助費対象者の追加認定について

議案第25号 富士川町歴史文化館塩の華条例の制定について

議案第26号 富士川町歴史文化館塩の華条例施行規則の制定について

議案第27号 富士川町歴史文化館（仮称）運営委員会設置要綱の一部改正について

議案第28号 富士川町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について

議案第29号 富士川町スポーツ振興基金条例の制定について

議案第30号 富士川町立図書館条例施行規則の制定について

6 協議事項

（1）富士川町第1次子どもの読書活動推進計画の策定について

7 報告事項

（1）富士川町民図書館閉館、富士川町立図書館開館時期について

（2）新たな中学校の方針について

8 その他

（1）令和4年度山梨県市町村教育委員会連合会「秋季研修会」に係る資料配布及び、アンケートの提出依頼について（11月29日締切）

9 今後の日程について

10 閉 会

1、来年度就学児及び就学児検診について

来年度小学校へ入学する児童を対象に、学校就学児検診を10月22日に実施しました。対象児童は84名でした。

知能検査では、吟味検査に6名まわり、検査の結果は、軽度1名、中度1名でありました。また、1次検査を受けることができない児童が1名いました。

現時点で特別支援級入級は最大8名（情緒6、知的1）特別支援学校対象者1名であり、ボーダーラインの児童はいない状況です。（日本語の理解力が不足児童数3名、保育園等に通園しない児童0名）

2、令和5年度採用・昇任管理職及び主幹教諭選考受検者の推薦について

令和5年度採用・昇任管理職等の受験者の推薦を、10月中に行いました。

本町管内では、各学校長より受検者の具申を受けた結果、校長採用受検に3人（内女性1名）、教頭昇任受検に8人（内女性3人）、主幹教諭受検に1人が推薦され、これを受けて地教委として、10月28日、県教育委員会へ全員推薦いたしました。

○受検日程等は、次のとおり

①日 時：令和4年11月26日

②会 場：総合教育センター

③受験時刻

●校長採用受験：10時05分

●教頭昇任受験：14時05分

④コロナ対策：○11月19日から、朝夕2回の検温結果提出

○コロナ感染者は、再検査あり。（途中から変更）

3、コロナ感染蔓延状況

11月2日に増穂小6年生に発症したコロナウイルスは、4日には学級内感染が疑われたため、7日までの学級閉鎖にした。しかし5日には8名となり南小でも発症が確認されたため、7日に、9日から3日間の増穂小・南小合同修学旅行を2月に延期した。

その後、中学校にも波及し、学級閉鎖は、増穂小学校4学級、増穂中学校2学級が行わざるを得ない状況となった。現在は、小康状況となっている。

コロナの感染対策レベルも、15日には、各学校からの要請により、レベル2に引き上げた。

4、中学校統合について

11月4日の総合教育会議での話し合いにより、別紙のとおり、新しい中学校の開校時期、新校舎建設場所、新校舎への移転時期等が決定いたしました。

総合会議の議事録は、11月中には公表される予定です。それを受け、12月の町議会では、一般質問等が行われる予定です。

また、2月から中断をしていた、県との増穂商業高校跡地の譲渡に関する協議も、再開する予定です。

5、各種大会結果、表彰について

○学校の大会等 別紙のとおり

各種表彰関係報告

増穂中学校

月日	大会名	部活名	種目	成績	氏名	学年
10月18日	第41回夏休みの友紹介図書感想文コンクール			優秀	今村 果歩	3年
				優秀	依田 涼花	2年
				佳作	樋口 穂実	3年
				佳作	長澤 拓未	2年
				佳作	吉田 歩武	1年
				入選	矢崎 杏菜	2年
10月27日	第62回山梨県中学生交通安全弁論大会			入賞	志村 優風	3年
11月3日	第37回山梨県中学校 弓道新人大会	弓道	女子個人	第2位	中込 彩巴	2年
11月3日	第42回山梨県中学校 ソフトテニス新人大会	ソフトテニス	男子個人	第1位	井上道成・津金飛吹	2・1年
				第3位	井上 颯・田中脩斗	1年
			女子個人	第3位	内池 懂・平井楓香	2年
11月5日			男子団体	第1位	増穂中学校	

月 日	時 間	場 所	内 容
10月31日	10:00	本庁舎	臨時町議会
11月1日	7:30	旭橋南	朝のあいさつ運動(青少年育成町民会議)
	15:00	教育文化会館	子ども読書推進検討委員会役員会
2日	9:30	教育文化会館	町内校長会
//	19:00	はくばく文化ホール	富士川町教育と文化を語る会
4日	15:00	教育文化会館	総合教育会議
5日	15:00	ふじかわ分校	ふじかわ分校まつり
7日	9:30	議員控え室	議員全員協議会への説明
9～11日		鎌倉・東京・ディズニーランド	増穂小・南小合同修学旅行【2月に延期】
9日	13:30	鰯沢中学校	学校ウェディング
13日	10:00		町体育功労者表彰式
14日	11:00	教育文化会館	臨時校長会【コロナ感染対応レベル2】
16日	19:00	教育文化会館	子ども読書推進検討委員会
16・17日	9～15:00	各学校	町内小中学校工事修繕箇所確認
18日	16:00	教育文化会館	富士川町いじめ対策会議
21日	11:00	県庁	県教委への総合教育会議結果説明
22日	14:40	増穂南小	学校保健委員会
24日	10:00	教育文化会館	定例教育委員会

議案第23号

令和4年度 富士川町一般会計補正予算要求（第12号、12月定例議会提出）

教育総務課

（歳出）

10 款) 教育費 1 項) 教育総務費 2 目) 学校費
 1 0 節) 需用費 5 細節) 光熱水費 30 千円
 旧鯉沢中部小学校電気料（燃料価格の高騰による不足分）

10 款) 教育費 2 項) 小学校費 1 目) 増穂小学校管理費
 1 0 節) 需用費 2 細節) 燃料費 310 千円
 1 0 節) 需用費 5 細節) 光熱水費 200 千円

10 款) 教育費 2 項) 小学校費 4 目) 増穂南小学校管理費
 1 0 節) 需用費 2 細節) 燃料費 117 千円
 1 0 節) 需用費 5 細節) 光熱水費 246 千円

10 款) 教育費 2 項) 小学校費 7 目) 鯉沢小学校管理費
 1 0 節) 需用費 2 細節) 燃料費 40 千円
 1 0 節) 需用費 5 細節) 光熱水費 160 千円

10 款) 教育費 3 項) 中学校費 1 目) 増穂中学校管理費
 1 0 節) 需用費 2 細節) 燃料費 178 千円
 1 0 節) 需用費 5 細節) 光熱水費 420 千円

10 款) 教育費 3 項) 中学校費 4 目) 鯉沢中学校管理費
 1 0 節) 需用費 2 細節) 燃料費 154 千円
 1 0 節) 需用費 5 細節) 光熱水費 388 千円

10 款) 教育費 6 項) 学校給食費 1 目) 給食センター費
 1 0 節) 需用費 2 細節) 燃料費 322 千円
 1 0 節) 需用費 5 細節) 光熱水費 2,068 千円
 1 0 節) 需用費 7 細節) 賄材料費 570 千円
 1 1 節) 役務費 3 細節) 手数料 △570 千円

生涯学習課

（歳入）

【社会教育担当】

18款) 寄附金 1項) 寄附金 2目) 指定寄附

1節) 指定寄附

歴史文化施設展示品作成のための寄附 1,000 千円

（歳出）

【社会教育担当】

10款) 教育費 4項) 社会教育費 4目) 文化財保護費

10節) 需用費 5細節) 光熱水費 歴史文化館塩の華電気料 470 千円

6細節) 修繕料 歴史文化館道路案内看板修繕 300 千円

11節) 役務費 4細節) 保険料 歴史文化館塩の華ボランティアガイド保険料
2 千円

12節) 委託料 歴史文化館塩の華スタンプラリー作成業務 1,000 千円

歴史文化館塩の華植木選定業務 710 千円

14節) 工事請負費 歴史文化館塩の華外構改修工事 3,175 千円

【図書館準備担当】

繰越明許費)

10款) 教育費 4項) 社会教育費

事業名) 町立図書館備品購入事業 20,800 千円

議案第 24 号

令和 4 年度富士川町就学援助費対象者の追加認定について

令和4年11月24日

学校名	既申請者数	既認定者数	今回申請者数	今回認定者数	合計認定者数
増穂小学校	20	16	2	2	18
増穂南小学校	5	5			5
増穂中学校	22	20			20
鯉沢小学校	12	9			9
鯉沢中学校	6	5			5
区域外					
計	65	55	2	2	57

議案第25号

富士川町歴史文化館塩の華条例

(設置)

第1条 富士川舟運の歴史と町にゆかりのある人物に関する資料の収集、整理及び展示を行い、町の歴史文化の情報拠点とするため、富士川町歴史文化館塩の華を設置する。

(名称及び設置場所)

第2条 施設の名称及び設置場所は、次のとおりとする。

名称 富士川町歴史文化館塩の華

場所 富士川町鯉沢4852番地1

(施設の種類)

第3条 富士川町歴史文化館塩の華(以下「塩の華」という。)の施設の種類は、別表第1に掲げるとおりとする。

(事業)

第4条 塩の華は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 町の歴史や文化に関する資料の収集、整理及び展示に関すること。
- (2) 町の歴史や文化に関する企画展の開催に関すること。
- (3) 企画展示室を一般の使用に供すること。
- (4) その他塩の華の設置の目的を達成するため、必要な事業に関すること。

(管理)

第5条 塩の華の管理は、富士川町教育委員会が行う。

(職員)

第6条 塩の華に館長その他必要な職員を置く。

(休館日)

第7条 塩の華の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、町長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日である場合を除く。)

(2) 年末年始(12月28日から翌年1月4日まで)

(3) その他町長が必要と認める日

(開館時間)

第8条 塩の華の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

(使用の許可)

第9条 塩の華の企画展示室を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は許可しないものとする。

(1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれのあるとき。

(2) 施設を汚染し、又は破損するおそれのあるとき。

(3) 営利を目的として事業を行うとき。

(4) 管理上必要があると認められるとき、その他使用させることが適当でないと認められるとき。

(使用料)

第11条 第9条の使用許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 町長は、公益上必要と認める場合の使用については、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が管理上の都合により使用させないと判断したときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 故意又は重大な過失により施設を汚染し、又は破損した者は、町長が原状に復するに必要と認める損害額を賠償しなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、塩の華の管理及び利用に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の規定による企画展示室の使用に係る手続その他の準備行為は、施行の日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

別表第1(第3条関係)

施設名
富士川舟運歴史館(1階展示室)
富士川近代人物館(1階展示室)
企画展示室(2階地域交流スペース)
農村公園(つどいの丘)
観光トイレ

別表第2(第11条関係)

区分		料金
企画展示室	1回又は1日につき	5,100円

議案第26号

富士川町歴史文化館塩の華条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富士川町歴史文化館塩の華条例(令和4年富士川町条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申込み)

第2条 条例第9条の規定により富士川町歴史文化館塩の華(以下「塩の華」という。)の企画展示室を使用しようとする者は、使用しようとする7日以前に、富士川町歴史文化館塩の華企画展示室使用申込書(様式第1号)により申し込まなければならない。

(使用の許可)

第3条 条例第9条の規定による塩の華の企画展示室の使用許可は、塩の華企画展示室使用許可書(様式第2号)の交付をもって行う。

(使用料の納入)

第4条 使用料は、前条の許可書の交付の際、納付しなければならない。

(使用料の減額又は免除)

第5条 条例第12条の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は、次に掲げる者が塩の華の企画展示室を使用する場合とする。

(1) 町内の小学校及び中学校の児童又は生徒及びこれらの引率者が、教育課程に基づく教育活動として利用するとき。

(2) その他特に教育委員会が必要と認めるとき。

2 前項に該当する場合において、使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ塩の華企画展示室使用料減免申請書(様式第3号)を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定により減免を承認したときは、当該申請者に対し、塩の華企画展示室使用料減免承認書(様式第4号)を交付するものとする。

(使用料の還付)

第6条 条例第13条ただし書の規定により使用料を還付する場合は、使

用者の責めに帰することのできない理由により、使用することができなくなったときとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、塩の華の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の規定による塩の華の企画展示室の使用に係る手続その他の準備行為は、施行の日前においても、この規則の規定の例により行うことができる。

議案第 27 号

富士川町歴史文化館(仮称)運営検討委員会設置要綱の一部を改正する告示

富士川町歴史文化館(仮称)運営検討委員会設置要綱(令和 4 年富士川町教育委員会告示第 13 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富士川町歴史文化館運営検討委員会設置要綱

第 1 条中「(仮称)」を削る。

第 2 条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 歴史文化館の展示内容の整備及び充実に関すること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

議案第28号

富士川町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

富士川町教育委員会事務局の組織に関する規則(平成22年富士川町教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第6条中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 歴史文化館塩の華に関すること。

附 則

この規則は、富士川町歴史文化館塩の華条例(令和4年富士川町条例第 号)の施行の日から施行する。

議案第29号

富士川町スポーツ振興基金条例

(設置)

第1条 地方創生応援税制における企業版ふるさと納税のスポーツ振興に係る指定寄付金を活用し、体育施設等の整備、スポーツ団体の育成、その他スポーツの振興を図るため、富士川町スポーツ振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

富士川町立図書館条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富士川町立図書館条例(令和 3 年富士川町条例第 12 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定に基づき、富士川町立図書館(以下「図書館」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第 2 条 図書館は、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 3 条の規定に基づき、次に掲げる業務を行う。

- (1) 図書、記録、視聴覚資料その他の資料(以下「図書館資料」という。)の収集、整理及び保存
- (2) 図書館資料の館内及び館外利用
- (3) 図書館資料の案内及び相談
- (4) レファレンス(調査相談業務をいう。)
- (5) 講演会、読書会、研究会、展示会等の開催及び奨励
- (6) 地方行政資料及び郷土資料の収集並びに町史に関する調査研究
- (7) 図書館情報その他の読書資料の周知
- (8) 他の図書館、公民館、学校等との連絡及び協力
- (9) 図書館間の図書館資料の相互貸借及び相互協力
- (10) その他図書館の目的を達成するために必要な業務

(開館時間)

第 3 条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、富士川町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 平日 午前 9 時 30 分から午後 7 時まで
- (2) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。) 午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

(休館日)

第 4 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 月曜日(休日を除く。)
- (2) 休日の翌日(その日が日曜日又は土曜日に当たる場合を除く。)
- (3) 月末整理日(1 月から 11 月までの各月の末日及び 12 月 28 日。)

月末整理日が日曜日、月曜日又は土曜日に当たるときは、それ以前の金曜日。その日が休日に当たるときは、その前日)

(4) 特別整理期間(年1回7日以内で教育委員会が定める期間をいう。)

(5) 年末年始(12月29日から翌年1月4日まで)

(遵守事項)

第5条 図書館の利用者は、館内において次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 物品の販売、宣伝、寄附の募集その他これらに類する行為をしないこと。

(2) 風紀を害し、又は秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

(3) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。

(4) 危険物又は動物の類を持ち込まないこと。(盲導犬、介助犬及び聴導犬を除く。)

(5) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

2 教育委員会は、前項の規定に従わない者に対して、図書館の利用を制限することができる。

(賠償責任)

第6条 故意又は過失により、施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

2 図書館資料等を著しく汚損し、又は毀損し、若しくは紛失したときは、富士川町立図書館資料亡失・損傷届(様式第1号)を提出し、同一のもの若しくは館長が指定する代品又は相当の代金をもって賠償しなければならない。

(図書館利用カードの交付)

第7条 図書館資料の館外利用、その他図書館の資料、施設、設備等を利用する者は、富士川町立図書館利用カード交付申請書(様式第2号)(以下「交付申請書」という。)を提出するとともに、住所等を確認することができるものを提示し、富士川町立図書館利用カード(以下「図書館利用カード」という。)の交付を受けなければならない。

2 身体の障害その他の理由により、来館することが困難であると認められた者は、図書館利用カードの代理交付を受けることができる。この場合においては、本人であることを確認できるもの及び代理人

の住所等を確認することができるものを提示するものとする。

3 図書館利用カードの交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、特別の理由により館長が許可した者（図書館利用カードの紛失等）

第8条 図書館利用カードの交付を受けた者（以下「登録者」という。）は、次に掲げる事由が生じた場合は、交付申請書に図書館利用カードを添えて（第1号の規定に該当する場合を除く。）、速やかに館長に届け出なければならない。

- (1) 図書館利用カードを紛失したとき。
- (2) 図書館利用カードを破損したとき。
- (3) 交付申請書の記載事項に変更があったとき。

2 前項第1号及び第2号に係る図書館利用カードの再交付に要する費用は、再交付を受ける者の実費負担とする。

（譲渡等の禁止）

第9条 登録者は、図書館利用カードを他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

2 図書館利用カードが登録者以外の者によって使用され、損害が生じたときは、当該登録者が責を負うものとする。

（個人による図書館資料の館外利用）

第10条 登録者が、館外において図書館資料を利用するとき（以下「個人貸出し」という。）は、当該図書館資料等に図書館利用カードを添えて、当該図書館に提出しなければならない。

（貸出点数及び期間）

第11条 同時に個人貸出しを受けることができる図書館資料の貸出点数及び期間は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときには、この限りではない。

図書館資料	貸出点数	15点以内（視聴覚資料5枚以内含む）	
	貸出期間	図書、雑誌、紙芝居等	2週間以内
		視聴覚資料（CD、DVD等）	1週間以内

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めたときは、貸出点数及び貸出期間を別に指定することができる。

3 貸出の延長は、申し出があった者に対し、他の利用を妨げない限りにおいて、申し出のあった日、又は貸出期限日から当該資料区分に

よる貸出期間を限度として認めることができる。

(館外利用の制限)

第 12 条 次に掲げる図書館資料は、館外貸出しができないものとする。

- (1) 館内表示の図書資料
 - (2) 貴重図書
 - (3) 保存用地域資料、官報、新聞及び新刊雑誌
 - (4) 装丁の破損しやすい資料
 - (5) その他館長が館外利用を不相当と認めたもの
- (貸出しの停止)

第 13 条 図書館資料を貸出期間内に返納しなかったとき、若しくはこの規則の規定に違反したときは、期限を定めて貸出しを停止することができる。

(郵送による貸出し)

第 14 条 身体障害その他の理由により、来館することが困難であると認められる者に対しては、郵送による図書の貸出しを行うことができる。この場合において、郵送料金その他の費用は利用者の負担とする。

(団体等による図書館資料の館外利用)

第 15 条 図書館資料を団体で図書館外において利用すること(以下「団体貸出し」という。)ができる者は、町内の機関又は団体(以下「団体」という。)で、館長が適当と認めるものとする。

2 団体貸出しを希望する団体の責任者は、図書館利用カード交付申請書(団体)(様式第 3 号)を館長に提出し、その承認を経て図書館利用カードの交付を受けるものとする。

3 第 8 条、第 9 条、第 12 条及び第 13 条の規定は、前項の承認を受けた団体が団体貸出しを受ける場合について準用する。

(貸出点数及び期間)

第 16 条 団体への貸出点数及び期間は次のとおりとする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、点数及び期間を別に定めることができる。

資料区分	貸出点数	貸出期間	備考
図書	200 点以内	1 か月以内	図書、紙芝居

2 団体貸出しを受けた者は、貸出しを受けた図書を営利目的に利用してはならない。

(学習席の利用)

第 17 条 学習席を利用しようとする者は、受付において図書館利用カードを提示して、利用番号の交付を受けるものとする。

2 退席の際は、利用番号を返却しなければならない。

3 館長は、学習席の利用を制限することができる。

(館内用タブレット端末の利用)

第 18 条 館内用タブレット端末を利用しようとする者は、富士川町立図書館内用タブレット端末利用申込書(様式第 4 号)に必要事項を記入し、図書館利用カードを添えて申し込むものとする。

2 館長は、館内用タブレット端末の利用を制限することができる。

(調査相談)

第 19 条 図書館を利用する者は、教養、調査研究、レクリエーション等のために必要な場合は、図書館に調査相談を求めることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 古書、古文書及び美術品の鑑定及び市場価格の調査

(2) 前号に掲げるもののほか、館長が不相当と認めるもの

2 調査相談を求めようとする者は、文書、電話又はインターネットにより申し込むことができる。

3 前 2 項の規定による調査相談に伴う複写、郵送等にかかる費用は、当該調査相談を求める者の負担とする。

(資料の複写)

第 20 条 図書館資料及び国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービスによる資料を複写しようとする者は、富士川町立図書館資料複写申込書(様式第 5 号)により館長に申し込まなければならない。

2 次に掲げる図書館資料は、複写することができない。

(1) 著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)に抵触するもの

(2) 寄託図書として複写が禁止されているもの

(3) 視聴覚資料

(4) 複写した場合に損傷するおそれがあるもの

(5) 館長が複写することを不相当と認めるもの

3 相互貸借で借受けた図書館資料の複写を利用者が希望した場合、次の各号に掲げる条件のいずれにも該当するときに限り複写できるものとする。

(1) 図書館資料を貸し出した図書館が著作権法第 31 条の権利制限

によって例外的に無許諾で複写をすることができる図書館であること。

(2) 利用者が求める複製物が著作権法第31条第1項第1号の範囲内であること。

(3) 図書館資料を貸し出した図書館が複製を禁止していないこと。

4 図書館資料の複写の提供を受ける者は、それに係る実費を負担しなければならない。

(寄贈及び寄託)

第21条 教育委員会は、図書館資料として適当と認められるものについて、寄贈又は寄託を受けることができる。

(寄贈の申込み)

第22条 図書館資料を寄贈しようとする者は、富士川町立図書館資料寄贈(寄託)申込書(様式第6号)を提出し、教育委員会の承認を得なければならない。ただし、簡易なものは、この限りでない。

(寄贈資料の取扱い)

第23条 寄贈を受けた資料は、図書館資料に編入し、図書館の蔵書とする。

(寄託の申込み)

第24条 図書館資料を寄託しようとする者は、富士川町立図書館資料寄贈(寄託)申込書(様式第6号)を提出し、教育委員会の承認を得なければならない。

2 教育委員会は、図書館資料の寄託を承認した場合は、寄託者に富士川町立図書館資料受託書(様式第7号)を交付する。

(寄託資料の取扱い)

第25条 寄託を受けた資料の管理及び利用については、図書館資料と同様の扱いをするものとする。ただし、寄託を受けた資料のうち館外利用ができるものは、寄託者の承諾が得られたものとする。

2 寄託を受けた資料は、寄託者の請求により返還する。

3 教育委員会は、予測することのできない事情により、寄託資料が受けた損害については、その責めを負わないものとする。

(寄贈及び寄託に要する経費)

第26条 寄贈又は寄託に要する経費は、当該寄贈又は寄託をした者の負担とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(図書館協議会)

第 27 条 条例第 5 条に規定する図書館協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長を置き、図書館協議会委員(以下「委員」という。)の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 28 条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前 3 項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って決める。

(庶務)

第 29 条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(その他)

第 30 条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から起算して 8 月を超えない範囲内において、教育委員会が別に定める日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に開かれる協議会は、第 27 条第 1 項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(準備行為)

3 この規則の規定による図書館利用カードの交付に係る手続その他の準備行為は、施行の日前においても、この規則の規定の例により行うことができる。

月 日	時 間	場 所	内 容
11月24日	13:30	下吉田第二小学校	山梨県放課後子ども教室検討委視察
25日	14:00	教育文化会館	市町村教育長会議(リモート会議)
27日	8:00	町民会館	富士川カップ将棋大会(中止)
30日	11:30	はくばく本社	文化ホールネーミングライツ継続依頼
31日	13:30	本庁舎	クリーンファイターズ包括連携協定式
12月2日	9:30	教育文化会館	定例校長会
"	10:00	本庁舎	首都圏富士川会実行委員会
	14:00	鰺沢中学校	学校保健委員会
"	14:30	下吉田第二小学校	山梨県放課後子ども教室検討委視察
6日	10:00	峡南教育事務所	人事説明会
"	15:30	教育文化会館	生徒指導連絡会
7日	13:00	教育文化会館	予算ヒアリング(教育委員会・小学校)
8日	13:00	教育文化会館	予算ヒアリング(教育委員会・中学校)
9日	10:00	町議会議場	12月町議会開会
12日	9:00	町議会議場	議会 一般質問
13日	10:00	町議会議場	議会 質疑委員会
16日	10:00	町議会議場	議会 閉会
26日	10:00	教育文化会館	定例教育委員会
27日	14:00	町議会議場	臨時町議会
29~30日		教育文化会館⇒新庁舎	教育委員会 新庁舎へ移転
1月4日	8:30	新庁舎	仕事始め
7日	13:00	はくばく文化ホール	二十歳の誓い